

地域包括ケアシステムアドバイザー派遣事業実施要綱

1 目 的

地域包括ケアシステムの深化推進及び地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度による公的サービスやその他のフォーマルやインフォーマルな多様な活動等を有機的に連携・連結させ、包括的・継続的なサービス提供を支える地域包括支援センターのコーディネート機能を充実させる必要がある。また、地域ケア個別会議で個別支援の充実と地域ケア推進会議で地域に必要な取り組みを明らかにして、施策や政策の立案・提言を行う機能の充実も必要である。

その上で、市町は地域支援事業の充実、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や事業間連携の地域づくり、地域マネジメントの機能としての地域デザイン機能が求められている。また、在宅医療の場面では、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの充実が求められている。

このため、市町（広域連合を含む）及び地域包括支援センターや在宅医療に携わる機関（以下「市町等」という。）が必要とする専門職を派遣し、高齢者の暮らしを支える機能を強化することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、県とする。

3 事業内容

アドバイザーは以下の助言指導を行う。

アドバイザーは別記のとおりとする。

- (1) 地域ケア会議（自立支援型の地域ケア会議及び地域ケア推進会議）等の立上げに関すること。
- (2) 地域ケア会議（自立支援型の地域ケア会議及び地域ケア推進会議）等の運営に関すること。
- (3) 地域ケア会議（自立支援型の地域ケア会議及び地域ケア推進会議）等の実施後の課題や分析に関すること。
- (4) 自立支援に資する地域支援事業の充実、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や事業間連携の地域づくり、地域マネジメントの機能としての地域デザイン機能に関すること。
- (5) 在宅医療の 4 つの場面の日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りに関すること。

(6) その他、地域包括ケアの推進や地域共生社会の実現のために必要な事項に関すること。

4 事業経費

県は、本事業に要するアドバイザー派遣に係る経費は、別に定める基準に従い、予算の範囲内で執行するものとする。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 8 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 30 日から適用する。